

岩沼市民図書館 展示コーナー利用のご案内

1 使用の申込みについて

(1) 使用対象者

展示コーナーの使用対象者は、市内に居住する者若しくは通勤・通学する者又はそれらの者により構成された団体

《禁止事項》

- ・ 営利又は政治的、思想的若しくは宗教的な勧誘・布教を目的とした展示

(2) 休館日

(図書館カレンダーを参照)

- ・ 毎週月曜日
- ・ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- ・ 館内整理日(月末 ただし、月末が月曜日若しくは月曜日と連続した日となった場合は、直近の金曜日)
- ・ 特別整理期間(通常は2月の3日間)

(3) 使用期間

展示期間のほか、展示物の搬入、撤去等を含み、30日間以内

(4) 使用時間

展示コーナーを使用できる時間は、市民図書館の開館日のうち、午前9時から午後5時まで(展示物の搬入、搬出も同様)

(5) 展示コーナーの設置場所

- ・ 1階エントランスホール可動式展示パネル
- ・ 2階セミナールーム外側壁面のピクチャーレール設置面
- ・ 2階ふるさと展示室外側壁面のピクチャーレール設置面

(6) 貸出機材

- ・ ピクチャーレール用フック
- ・ 展示用吊り下げワイヤー
- ・ 脚立
- ・ 台車

上記以外の展示用品の使用を希望するときは、予め教育委員会（市民図書館）に申し出て、その許可を得た上で、各自で用意

(7) 使用申請の受付

① 使用申請方法

- ・ 使用申請は、直接市民図書館に来館の上、申請すること。
- ・ 「岩沼市民図書館展示コーナー使用許可申請書」に必要事項を記入して申請すること。

② 使用申請受付時間

- ・ 市民図書館の開館日のうち、午前9時から午後5時まで

③ 使用申請受付期間

- ・ 使用希望日の3月前から1週間前まで

(8) 使用料

無料

(9) 使用の変更・取消

「岩沼市民図書館展示コーナー使用許可申請書」を提出後に変更や取消の必要が生じたときは、直ちにその旨を申し出ること。

(10) 展示における使用制限

- ・ 壁面に展示できるものは、ピクチャーレールから展示用吊り下げワイヤーを使用して吊り下げて展示ができるものとする。
- ・ 展示コーナーを年度内に再度使用する場合は、前回の使用終了時から3月を経過した後に使用すること。

(11) 使用者の責務

- ・ 使用者は、展示物の搬入、配置及び搬出の際は、市民図書館の運営に支障を来たさないよう努めるとともに、展示物の管理に万全を期すよう努めること。万一、展示物が盗難、破損等の被害を受けた場合は、教育委員会は一切の責任を負わない。
- ・ 使用者は、展示物を観覧する者の安全確保と事故防止のため、必要な措置を講ずること。
- ・ 使用者は、教育委員会が管理する施設、設備、備品等を損傷又は紛失等したときは、速やかに教育委員会に届け出るとともに、修理復旧等に努め、原状に復すこと。その修理復旧等に要する費用は、使用者が負担すること。
- ・ 使用者は、展示コーナーを使用した後は、原状に復すること。

2 使用上の注意

(1) 時間等の厳守

使用期限・時間を守ること。

(2) 飲食・喫煙

- ・ 飲食は、エントランスホールですること。
- ・ 喫煙は、館内は禁煙なので屋外ですること。この場合、各自の責任にて吸い殻等の片づけを行うこと。

(3) 後片付け

- ・ 借用した備品等は、数等を確認し、返却すること。
- ・ ごみは必ず持ち帰ること。

(4) 許可の取消し

次のいずれかの項目に該当したときは、許可を取り消す。

- ・ 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- ・ 使用目的又は条件に違反したとき。
- ・ 市民図書館の公共性又は運営上、不適切と判断したとき。
- ・ その他、教育員会が不適切と認めたとき。

(5) その他

展示期間中、図書館利用者に迷惑となる行為は、厳禁であり、行わないこと。

3 搬入・搬出

- ・ 午前9時から午後5時までの間に行うこと。
- ・ 搬入・搬出は、主催者側で行うこと。
- ・ 釘・押しピン・画鋏等の使用及びテープ類の使用により、壁に修正不能な傷をつける展示方法は禁じており、行わないこと。